

people ぴーぷる

“ぴーぷる”は草津市立人権センターの愛称です。

人と人が差別なく、

同じ人間として交流できる場に・・・

という願いが込められています。



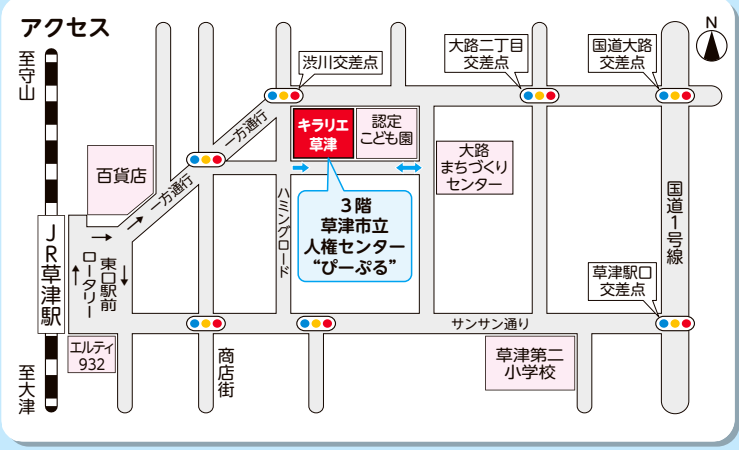
お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる社会を築くために

草津市立人権センター
ぴーぷる

〒525-0032
滋賀県草津市大路二丁目1番35号
キラリエ草津3階

- TEL 啓発担当 077-563-1177
教育担当 077-563-1765
人権相談 077-563-1660
- FAX(センター共通) 077-563-7070
- E-mail jinkence@city.kusatsu.lg.jp
- 開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- 休館日 日曜、祝日、年末・年始
- ホームページ
<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/sisetsuannai/jinken/jinkence/>

草津市 人権センター



生活者としての外国人

～外国人の人権から考えましょう～

今日、日本は人口減少、高齢化が進む一方で、急激にグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化する中で、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。外国人と共に生きる生活者として、心豊かに暮らすためには様々な文化があることを認識することが求められています。

私たちの身近にある問題 「ヘイトスピーチ」

●ヘイトスピーチってナニ？

特定の民族や国籍の人々に対して著しく侮辱したり、地域社会から排除したりしようとする差別的言動のことです。

言われている人の尊厳を傷つけたり、差別を生じさせたりするおそれがあり、決してあってはならないことです。

●「ヘイトスピーチ解消法」を知ろう

2016年(平成28)6月に制定され、正式には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といいます。

この法律では「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

また相談体制の整備、人権教育の充実、啓発活動の実施などを定め、実情に応じた施策を実施することを定めています。

「ヘイトスピーチ解消法施行」から・・・

地方公共団体でも、各種の啓発活動に加えて、条例の制定や、公施設の利用に関するガイドライン制定などの取組も進められてきました。ヘイトスピーチをなくすためには、差別的な言動が許されるものではないという意識が、広く社会に浸透していく必要があります。

私たちも、あらためての理解を深める必要があります。

- ① ヘイトスピーチは差別行為であり、犯罪でもあることを理解する。
- ② 正しい情報と偏見を生み出す誤った情報を見分ける力をつける。
- ③ 自身の偏見を改めるために積極的にコミュニケーションをとる。



ヘイトスピーチなどの人権問題をなくすためにも、日本で生活をされている外国人の方の状況や思いを知ることが必要です。

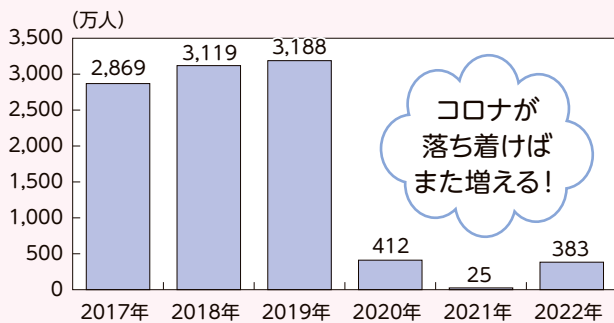
多文化共生社会から知る！ 考える！

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(多文化共生の推進に関する研究会報告書 総務省)

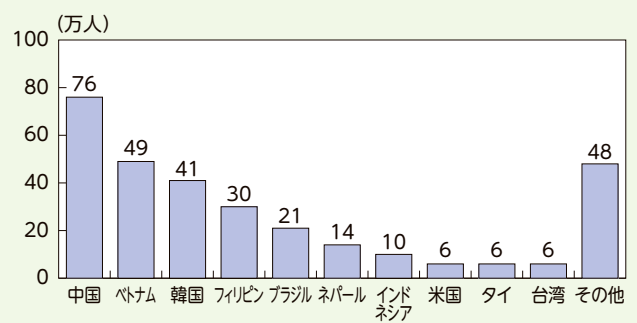
●数字で見る共生社会

①訪日外国人はどのくらい？



②在留外国人総数

(令和4年12月末)



③都道府県別在留外国人(上位5地域)

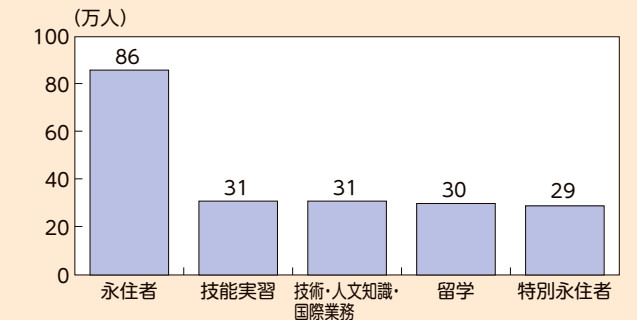
(令和4年12月末)

- 東京都……………約57万人
- 愛知県……………約28万人
- 大阪府……………約26万人
- 神奈川県…………約25万人
- 埼玉県……………約21万人

①は観光庁HP、②③④は出入国在留管理庁より

④在留資格

(令和4年12月末)



※中長期在留者数の上位在留資格別人数

●外国人への私たちの普段の生活からの気づき……………

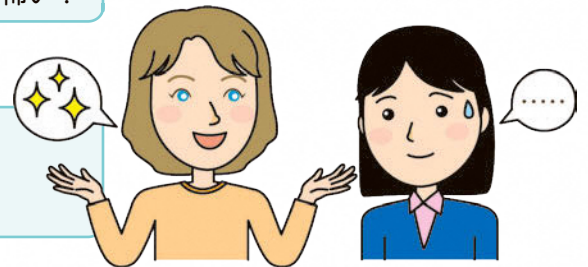
「外国人に対する偏見や思い込み」「国によって違うマナーやモラル」について考える必要があります。

●外国人に対する誤解や偏見・思い込み

- 外国人はルールを守らない？
- 大声で騒ぐなどマナーが悪い？
- 近くにきたら迷惑？
- 犯罪が増える？
- なんとなく怖い？

●実際にあった外国人への差別

- 店の利用を断る
- アパートに外国人を入居させない
- 近所に外国人が多数来る施設をつくるのに反対する
- 外国人は採用しない。または、安い給料で雇う。



●みなさんが外国人に対して持つ「壁」はありますか？

- 「言葉」「宗教」「外見」「体格」「文化」「風習」……
「違い」を「壁」として捉えるのではなく「違い」を「認め合う」「尊重し合う」「共に暮らしていく」ことが大事

◆草津市に暮らす外国人の方々にインタビューしてみました

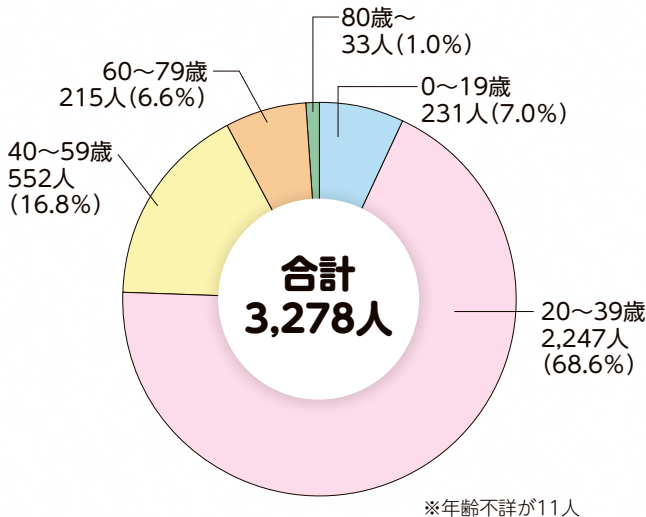
草津市国際交流協会(KIFA)と、SHIPS 多文化共生支援センターに聞き取りをはじめ御協力をいただきました。

草津市の状況



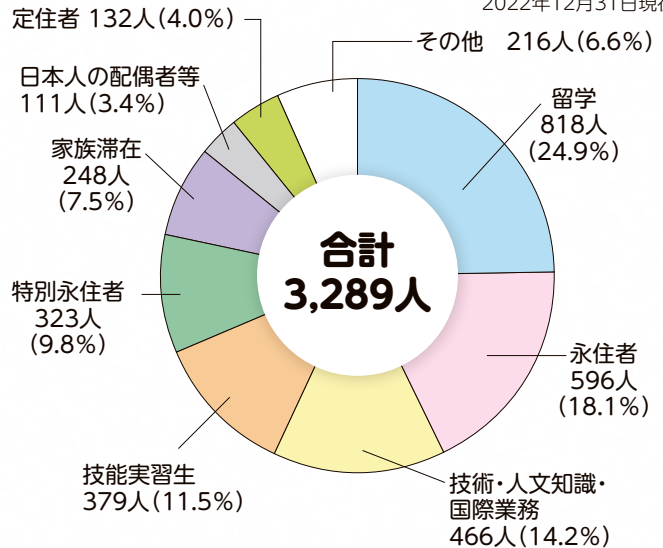
1. 草津市在留外国人の年代別人数

2022年12月31日現在



2. 草津市在留外国人の在留資格

2022年12月31日現在



3. 草津市に住んで驚いたことは？

- イスラム教徒のためのモスクがあること
- 静かでおだやか、落ち着いている、電車の中がきれい
- 買い物などが便利、生活するのにいろんな施設が近くにあるので便利
- 生活するのが便利、子どもたちへのサポートが大きい
- 学校のサポートも大きい→先生が親切



4. 外国人ということで、周りからどのようなことをされましたか？

- あまり感じない
- 誰も声をかけてくれない
- アパート入居を断られた
- 見た目は日本人と変わらないが“外国人”とクラスメートから仲間外れにされる
- 仕事の壁、3か国言語ができるが見た目からか望む仕事のチャンスがない
- じろじろ見られる
- ヒジャブ姿に驚く、逃げていく
- 子どもが学校でからかわれる



※ヒジャブ…アラビア語の「隠す」から派生した語で、イスリマ（女性のイスラム教徒）が頭や身体をおおう衣類のこと

5. 地域生活を送る上での困りごとは？

- 日本国籍を取ったが仕事がない
- 言葉の問題、日本語の表記しかない（バスの乗り方がわからない）
- 翻訳機を使わないと生活できない
- スーパーに英語表記がない
- ハラルを扱ったスーパーやレストランがほとんどない
- 銀行口座を作るのが複雑
- 病院に行くのが不安、必要な情報をどうやって得るか
- 子どもが体調不良なときにどのように病院にかかればよいのかわからない
- 車がない、タクシーがつかまえない、タクシーを呼べない
- 日本語が難しすぎる
- ハラルマークの商品が少ない



حلال

※ハラルマーク……豚やアルコールなどの禁止されている成分が一切含まれていないことを保証することだけでなく、イスラム法に則り基準をクリアしている意味がある。

6. 地域生活で工夫していることは？

- 親が日本語を教えられないから小学校1年から塾に通わせている
- 日本人がいるようなところに参加する
- 日本語をとにかく勉強する
- アプリで写真を撮って翻訳機にかけている

7. 地域に望むこと、支援してほしいことは？

- 日本人と触れ合う場所、クラス以外に日本語を練習できるところがほしい
- 市役所に外国人セクションを作してほしい
- KIFAの支援やイベント情報をもっとわかりやすく、つながりやすくしてほしい
- 子どもたちやお母さんたちにクラスにいる他の国の文化や習慣を伝える機会をつくってほしい、日本人ともっと交流できるチャンスをください

8. 地域活動への参加について

- お花見と神社の祭りに参加したい
- 生け花、お茶会に参加したい
- 地域の人と仲良くなる活動に参加したい
- 地域のイベントに参加したい

9. 国際交流協会として、外国人が地域で暮らしていくためには、どのような事が必要だと考えますか。

- 最も基本的なコミュニケーションツールである日本語の学習支援が必要です。
- 生活に必要な情報を提供することも重要です。
- 地域での多文化共生を実現するためには、地域住民がお互いの文化や習慣を理解し合うことが必要です。
- 地域のコミュニティに参加することが大切です。



■草津市国際交流協会 (KIFA)

草津市内で国際交流や多文化共生の促進に取り組んでいる団体です。

KIFAの主な活動内容のポイントは以下の通りです。

- 国内外の草津市との姉妹都市・友好都市との継続的な交流
- 国際交流イベントの開催
- 日本語教室の運営
- 外国人居住者の生活支援
- 地域の多文化共生の推進
- やさしい日本語の推進

■SHIPS多文化共生支援センター

国籍の壁をなくし、相互理解を深めることで、外国籍住民の生活を向上させようという取組がきっかけとなり、2008年に草津市で設立されました。



共に暮らす私たちにできることは・・・

- 言葉や習慣の異なる環境の中で生活をされていることを知しましょう！
- 私たちが気づかないだけで、外国人が暮らしや生活を支えていることを知しましょう！
- 子どもたちが、希望や夢をもてる活動につながるよう見守っていきましょう！
- 小さい時から、人権問題に関心をもってもらえるよう啓発活動を進めていきましょう！



地域の日本人住民と外国人住民が異なる生活習慣や文化価値観を認め合うことで誰もが暮らしやすい地域社会を作っていくことが大切です。

お互いの違いを認め合い 共に支え合う 誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津

草津市多文化共生推進プラン(2021年4月)基本理念

★外国語人権相談ダイヤル (全国共通)

 0570-090911

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

対応言語 中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

人権センター ライブラリーの紹介

草津市立人権センターで貸し出しをしています。(無料)

～外国人の人権から関連DVDの紹介～

DVD 外国人と人権



企画 法務省人権擁護局
公益財団法人人権啓発推進センター
制作 東映株式会社

DVD サラマツ



企画 兵庫県 兵庫県人権啓発協会
企画協力 兵庫県教育委員会
制作 東映株式会社

DVD 職場のコミュニケーションと人権I・II



制作 東映株式会社教育映像部

啓発講師団をご活用ください

(有料)

啓発講師団を派遣し、人権に関する様々な啓発を行っています。ぜひ、町内や職場の人権学習等でご活用ください。

敬称略、順不同

講話型

木村 清
中井 英雄
吉田 信幸
木村 美香
白井 幸則
八木 清美
田中 幸一
片山 恵泉
井上 薫
今村 勝義
小林 充弥

講話・参加型

高木 洋司 崎山 美智子
上寺 和親 山本 俊雄
保田 忠代 大崎 武弘
中西 まり子&鶴田 真理子
杉江 範昭

朗読劇

たんぽぽ

人権コンサート

歩°歩°
yokko

*講師は、草津市同和教育推進協議会からの派遣となります。

問い合わせ先▶草津市立人権センター
☎077-563-1765

人権相談のご案内

●相談日●月～土曜日(祝日・年末年始を除く)
人権相談 ご利用ください!

人権センターでは、人権に関する相談を受け付けています。人権にかかわる様々な悩みや困りごとをお聞きしてアドバイスを行っています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。(※1回1時間以内・秘密は厳守いたします。)

区分	日時
人権擁護委員による相談	月曜日 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く) 相談員 人権擁護委員
常設相談	火～土曜日 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く) 相談員 人権相談員
弁護士による相談	原則として、毎月第4火曜日(事前予約が必要) 午後1時30分～午後4時30分 相談員 弁護士による相談

*各相談の日程は変更になる場合があります。

電話でもお受けします。▶〈相談専用電話〉

☎077-563-1660



令和5(2023)年度 人権作品募集中!

草津市人権擁護推進協議会では、一人でも多くの方々に、人権について考え、理解と認識を深めていただくための取組として、人権や平和に関する「作文」「詩」「標語」「ポスター」「グループ作品」を募集します。入賞作品は、展示会や人権カレンダーなどで使用されます。

- 応募資格……草津市内に在住が通勤・通学している方
- 応募締切……令和5年9月8日(金)
- 問い合わせ先……草津市立人権センター 人権作品担当
TEL:077-563-1177

〈令和4年度作品より〉

